

意見書(案)

私学助成の充実強化を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

一方、その経営においては、少子化による園児・生徒・学生の急速な減少と新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応等により、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、国は昨年度から年収590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化を実現し、公私間の格差是正に努めている。

しかしながら、私立高等学校の生徒については、授業料以外の納付金を含めた公立学校との納付金格差は依然として残っており、こうした状況が、これらの私立学校への進路選択の妨げとなっている。

私立学校経営の安定性を高めるには、引き続き支援の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 私立学校が行う新型コロナウイルス感染症対策等に対する財政措置を継続すること。
- 2 施設の耐震化や教育環境維持のための設備の改修に利用できる恒常的な補助制度を創設すること。
- 3 国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備に対する補助を拡充し、複数年度にわたり支援すること。
- 4 公私間の納付金負担格差の是正・縮小による保護者の負担軽減に向けた支援策を拡充すること。
- 5 平成26年度に創設された職業実践専門課程を有する私立専修学校への助成制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 　あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和3年10月8日

提出者 山形県議会総務常任委員長 渋間 佳寿美

意見書

少人数学級編制に向けた計画的な教職員定数改善と必要な財政措置を
求める意見書

人口減少、少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会が大きく変化する中であって、教育をめぐる課題は一層多様化・複雑化している。

また、いじめや不登校などへの対処に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な対応により、教職員の負担は更に増大しており、子どもたちの豊かな学びや教職員の働き方改革を推進するためには、更なる少人数学級の実現と計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充が不可欠である。

国は小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとしたが、基礎定数化への対応は加配定数からの振替であり、実質的な教職員定数増にはつながらない状況である。

本県においては、少人数によるきめ細かな指導体制の構築を目指し、“教育山形「さんさん」プラン”のもと、国の加配定数の活用に加え、厳しい財政状況の中、県単独の予算も措置しながら、小中学校全学年を33人以下とする等、独自の少人数学級編制を実施しているが、義務教育は全国どこに住んでいても格差が生じてはならないことから、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育が受けられる環境を整備することは、国の果たすべき役割である。

よって、国においては、35人少人数学級を進める中で、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の確保と教職員の働き方改革を推進するため、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、これまで自治体が学級編制の弾力的運用を実施するにあたり、大きな役割を果たしている加配定数を維持・拡充するために必要な財政措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和3年10月8日

提出者 山形県議会文教公安常任委員長 高橋 淳

意見書(案)

米の需給調整を求める意見書

令和2年産の主食用米については、人口減少等による需要減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務用米の需要減少等により、適正水準を大幅に超える過大な在庫が生じている。

国は、各産地で主食用米の作付転換に取り組んだ結果、需給均衡に必要とされる過去最大規模の6万7千ヘクタールの転換がほぼ達成されたとしたが、これはコロナ禍による予期せぬ需要減少まで見込んだものではなく3年産米の作柄によっては、更なる在庫の積み増しが懸念される。更に、コロナ禍で米の需要低迷が長期化する中、2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落は避けられず、4年産作付け転換への上乘せも懸念される。

本県では、これまでも新たなブランド米の開発による需要拡大に努めてきたが、コロナ禍による需要減少は産地の努力で対応できる範囲を超え、米価下落による農業経営への打撃は大きい。需給緩和と米価下落が農業者へ与える影響は深刻なものがあり、稲作を根幹とする本県農業への影響は甚大である。

よって、国においては、コロナ禍による予期せぬ需要減少に対して、下記の対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 買入枠拡大等を含めた政府備蓄米制度の運用改善や食料不足に直面している開発途上国への支援米の提供等あらゆる政策を総動員した市場隔離を実施すること。
- 2 米の保管場所確保に向けて倉庫の新設や低温倉庫の改修に係る支援策を講じるとともに、出来秋に向けた出口対策を更に強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和3年10月8日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 遠藤 寛明

意見書(案)

社会資本整備の推進及び財源確保を求める意見書

近年、全国各地で大規模災害が頻発化・激甚化しており、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要なものとなっている。本県においても令和2年7月豪雨により県内各地で甚大な被害が発生したことから、国土交通省と連携し、治水対策や、高規格道路等のミッシングリンクの解消と災害時等におけるリダンダンシーの確保に取り組んでいるところである。

このような中、政府においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を実施しているが、災害への備えがまだまだ十分とは言えない本県においては、県民の安全・安心を早期に確保するため、安定的に必要な財源を確保することが不可欠である。

よって、国においては、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化するとともに、住民のいのちと暮らしを守り、持続可能な社会を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」を始め、国土交通省が管理する河川の治水対策を着実に推進するとともに、県が管理する河川の治水対策への支援を拡充すること。
- 2 いまだ多くのミッシングリンクを抱える高規格道路、ダブルネットワーク機能を果たす一般広域道路(直轄国道等)の速達性や降雨・豪雪時の自然災害に対する脆弱性などの課題解消に向け、道路整備促進のための財源を確保すること。
- 3 「カーボンニュートラルポート」形成の実現に向けた取組みを推進するため、洋上風力発電の導入に必要な海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)に酒田港を指定すること。
- 4 豪雪地域における県民の安全・安心の確保を図るため、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様に、除雪作業等の道路維持管理の強化、防雪柵等の雪寒施設整備の加速及びこれらの実現に必要な財政措置を講じること。
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を安定的に別枠で確保するとともに、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の地方財政措置を継続・拡充すること。併せて、毎年度の当初予算への計上や予算の繰越しを含め複数年での施工等について柔軟な予算執行上の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命大臣(防災)

あて

以上、発議する。

令和3年10月8日

提出者 山形県議会建設常任委員長 梶原宗明

決 議 (案)

コロナ克服・経済再生特命補佐の職務内容の公表等を求める決議

県は、令和 3 年 3 月 9 日に副知事の選任についての議案が否決された後、副知事不在による県政の停滞を回避するため、同月 11 日、コロナ克服・経済再生特命補佐を設置した。

今般、副知事の選任についての議案が提出され、この同意に伴い副知事とコロナ克服・経済再生特命補佐の二人体制となることから、県政の透明化を図るため、下記の項目について県民に明らかにするよう求める。

記

- 1 副知事とコロナ克服・経済再生特命補佐との役割分担を明確にすること。
- 2 コロナ克服・経済再生特命補佐が行った助言・調査等の職務の内容を速やかに県民に分かりやすく公表すること。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和 3 年 10 月 8 日

提 出 者 山形県議会総務常任委員長 渋 間 佳寿美